

# 労働者死傷病報告（死亡及び休業4日以上） （電子申請対応版）

平成16年3月29日より「労働者死傷病報告（死亡及び休業4日以上）」の届出が会社のパソコン等から行えるようになりました。このリーフレットは電子申請を行うに当たってご考慮いただきたい事項についてまとめられたものです。このリーフレットを活用し、効率よく届出をしてください。

## 1. 申請の流れ

（前準備）

申請用プログラムをインストールし、申請用プログラムを起動してください。入手方法・使用方法の詳細については、厚生労働省HP (<http://hanyous.mhlw.go.jp/shinsei/crn/html/CRNRiyouHouhou.html>) を参照してください。

① 申請書の新規作成

② 申請書の表示・作成

③ 申請書の検査・署名付与

④ 添付書類の追加

⑤ 申請書の発出

- ・申請用プログラムが起動したら、「新規」ボタンをクリックしてください。「手続名」に「死傷病」等を入力し、検索を行ってください。
- ・「労働者死傷病報告（死亡及び休業4日以上）」における「取得状況」欄が「未取得」の場合は、「取得」ボタンをクリックしてください。「取得済」の場合は、「作成」ボタンをクリックしてください。

- ・左上に表示されたツリー情報から「労働者死傷病報告【様式第23号（第97条関係）】」を選択し、「編集」ボタンをクリックしてください。

- ・「検査」ボタンをクリックし、問題が無ければ、「確定」ボタンをクリックしてください。申請書が取り込まれた旨のメッセージが表示されたら、「閉じる」ボタンをクリックし、画面を閉じてください。
- ・申請書を選択した状態で「署名」ボタンをクリックし、必要な電子署名を付与してください。

- ・「添付書類を追加する」から「読み込み」ボタンをクリックし、「事故発生状況を図示した資料」を添付してください。

- ・[申請データ作成]画面の「検査」ボタンをクリックし、問題が無ければ、「確定」ボタンをクリックしてください。
- ・[申請可能データ一覧]に作成した申請データが表示されるので、選択し、「送信」ボタンをクリックしてください。

## 2. 申請書に正しい値を入力しましょう

申請書を表示すると次のような申請書が表示されます。

The screenshot shows a '労働者死傷病報告' (Laborer Death, Injury, and Disease Report) form. The form is divided into several sections, with numbered callouts (1-29) indicating specific fields and areas:

- 1: Title '労働者死傷病報告'
- 2: Agency selection dropdown (selected: 土木工事業)
- 3: Reporting company name (カスミガセキドボクカブシキカイシャ)
- 4: Reporting company address (霞ヶ関土木株式会社)
- 5: Reporting company phone number (031000010000)
- 6: Reporting site name (排水路新設第1期工事)
- 7: Reporting site address (東京都練馬区上石神井4-8-4)
- 8: Reporting site phone number (031000010000)
- 9: Reporting date (100-8988, 10/5)
- 10: Reporting time (7:16)
- 11: Reporting month (11)
- 12: Reporting day (13)
- 13: Reporting hour (12)
- 14: Reporting minute (26)
- 15: Reporting worker name (労働 三郎)
- 16: Reporting worker position (木工)
- 17: Reporting worker age (5)
- 18: Reporting worker sex (男)
- 19: Reporting worker date of birth (1998年6月22日)
- 20: Reporting worker death date (10月10日)
- 21: Reporting worker death time (10時39分)
- 22: Reporting worker death location (東京都練馬区)
- 23: Reporting worker death cause (災害発生状況及び原因)
- 24: Reporting worker death result (死亡)
- 25: Reporting worker death date (10月10日)
- 26: Reporting worker death time (10時39分)
- 27: Reporting worker death location (東京都練馬区)
- 28: Reporting worker death cause (災害発生状況及び原因)
- 29: Reporting worker death result (死亡)

以下の項目について、欄をチェックを行い、適切に申請を行ってください。

## 入力項目の桁数・入力区分が決まっています

No	項目	桁数	入力
1	労働保険番号	—	必須
2	事業の種類	20	必須
3	事業の名称（漢字・カナ）	各80	必須
4	工事名	80	—
5	事業場の所在地	65	必須
6	親事業場の名称又は元方事業場の名称	80	—
7	派遣先の事業場の名称	80	—
8	提出事業者の区分	—	—
9	郵便番号	—	必須
10	労働者数	5	必須
11	発生日時年月日	—	必須
12	被災労働者の氏名（漢字・カナ）	各30	必須
13	生年月日	—	必須
14	性別	—	必須

No	項目	桁数	入力
15	職種	30	必須
16	経験期間	—	必須
17	休業見込み期間	—	—
18	死亡欄	—	—
19	死亡年月日	—	—
20	傷病名	50	必須
21	傷病部位	50	必須
22	被災地の場所	65	必須
23	災害発生状況及び原因	999	必須
24	報告書作成者 職氏名	各30	必須
25	報告年月日	—	必須
26	事業者名	80	必須
27	事業者 職氏名	各30	必須
28	あて先	6	必須
29	略図（別紙の通り）	—	不可

## 「検査」ボタンを押す前にご確認いただきたい事項

- 4（工事名）に入力を行った場合は、6（親事業場の名称又は元方事業場の名称）に値が入力されていること。
- 7（派遣先の事業場の名称）に入力がある場合は、8（提出事業者の区分）のいずれかにチェックがあること。
- 17（休業見込み期間）と18（死亡欄）にはどちらか片方に値が入力されていること。
- 17（休業見込み期間）が4日以上であること。  
4日未満の場合は、手続名「労働者死傷病報告（4日未満）」を検索し、申請書を作成してください。
- 死亡事故である場合は、18（死亡欄）、19（死亡年月日）の全てに値が入力されていること。

## その他

- 29（略図）については、申請データの“添付書類”として追加し、申請してください。  
（略図作成方法） ・市販の画像編集ソフト等で略図を作成し、添付する  
・手書きで作成した略図をスキャナで読み込み、添付する  
・手書きで作成した略図をデジタルカメラで撮影し、添付する 等  
※ 利用可能な拡張子（ファイル形式）は「doc」「jtd」「pdf」「jpeg(jpg)」「png」の5種類です。
- 申請書には電子署名を付与して申請を行ってください。使用可能な電子証明書は次のとおりです。（平成17年3月現在）
  - ① 商業登記されている法人の代表者が署名する場合
    - ア 代表取締役 : 電子認証登記所（商業登記認証局）の電子証明書  
                  : 日本認証サービス㈱(AccreditedSignパブリックサービス2)の属性型証明書
    - イ 代表取締役以外 : 日本認証サービス㈱(AccreditedSignパブリックサービス2)の属性型証明書
  - ② 個人事業主が署名する場合
    - 事業主 : 日本認証サービス㈱(AccreditedSignパブリックサービス2)の属性型証明書
  - ③ 労働者が署名する場合
    - 労働者 : 日本認証サービス㈱(AccreditedSignパブリックサービス2)の基本型証明書  
                  : 公的個人認証による電子証明書
  - ④ 社会保険労務士が提出代行等行う場合
    - 社会保険労務士 : 全国社会保険労務士会連合会が発行した電子証明書
 ※ 但し、申請書には使用者の電子署名も必要です。
- 労働保険番号を控えている場合は、申請データの「申請者記入欄」に全角文字で入力してください。
- ㈱や㈸、スペースを使用することができます。
- 外字（独自で作成した文字）を極力使用しないでください。審査担当者の端末で表示できない可能性があります。その場合、確認の為にご連絡させていただくことがありますので、予めご了承ください。

●労働基準法等の関係法令は、  
厚生労働省ホームページ (<http://www.mhlw.go.jp>) でご覧いただけます。  
なお、ご不明の点などがありましたら、以下の問合せセンターにご連絡ください。  
問合せセンター TEL: 03-3539-5822 E-MAIL: [emhlw2003@mhlw.go.jp](mailto:emhlw2003@mhlw.go.jp)